

〈特集〉東日本入会・山村研究会第8回研究大会
報告Ⅰ

森林法等の一部を改正する法律について（概要）

小川農人（林野庁経営課）

1. 法律の概要

今回の法改正の趣旨は、林業の成長産業化の実現を後押しするためのものであり、5月に閣議決定した「新たな森林・林業基本計画」を検討する過程で森林・林業が抱えている課題を洗い出し、その中で、特に早急に法制面での措置が必要な事項について、法改正を行ったものである。

改正した法律は、森林法、分収林特別措置法、森林組合法、木材の安定供給確保特別措置法（木安法）、森林総研法の5本である。

改正法の施行期日については、一部例外はあるが、平成29年4月1日である。

森林・林業を取り巻く状況としては、現在、国内の森林資源は本格的な利用期を迎えており、住宅用など従来の需要に加え、CLTや木質バイオマスの利用増加などにより、近年、国産材の需要の創出と拡大が進んでいる。

一方、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林所有者の経営意欲が低下しており、国産材の安定的かつ低コストでの供給が十分に行われていない状況にある。

このような状況の中、①国産材の安定供給体制の構築、②森林資源の再造成の確保、③森林の公益的機能の維持増進という3つの柱を一体的に取り組むことにより「伐って、使って、植える」という資源の循環利用を促進し、林業の成長産業化を実現したいと考えている。

2. 森林組合法改正の概要

（1）森林組合が行う森林経営事業の見直し

これまででも、森林組合は自ら森林を保有し、森林経営を行う「森林経営事業」ができることになっている。

現行では、事業目的は公益目的に限定され、実施主体は森林組合のみ、合意形成手続には、総組合員の2／3以上の書面同意が必要となるなど厳格な手続が必要となっており、さらに、事業の実施にあたっては、常時従事義務が課せられている。

このため、今回の改正により、経済目的での実施を可能とし、実施主体に連合会を追加し、一定規模（組合員数800人を想定）を超える組合にあっては、総会の特別議決で実施可能となるよう緩和、さらに、常時従事義務を廃止する。

こうした緩和により、森林組合系統が、森林経営事業を行いやすくし、施業集約化

や大口需要者との直接取引の促進を図る。

(2) 共同施業規程の見直し

従来から、組合法には、施業の共同化を推進するため、森林組合が共同施業規程を定め、これに即して、組合員が施業の共同化に関する協定を締結し、その施業について組合へ委託を申し出たとき、組合は受託しなければならないという仕組みがある。

今回の改正では、鳥獣害防止対策の一環として、①この共同施業規程の記載事項に鳥獣害防止に関する事項を追加するとともに、②森林組合は、組合員から共同施業規程に基づく鳥獣害の防止について委託の申出を受けたとき、施業委託の申出のときと同様に、組合は受託しなければならないようとする。

これによって、森林施業と鳥獣害防止の一体的な実施を促進する。

なお、この森林組合の応諾義務については、従来から、共同施業規程に基づく施業委託があった場合に適用されるものとして措置されていたものであり、今回の改正は、この仕組みに鳥獣害防止の取組を追加したという形となっている。

(3) 森林組合連合会による森林経営信託の引受け

現行では、森林組合にのみ森林経営信託の引受けが認められているが、①すべての森林組合が、しっかりとした財務基盤等を有しているとは限らないこと、②隣接する森林組合の地区と一体的に経営する必要がある場合には、対応できないことから、信託の活用は進んでいない。

このため、今回の改正では、森林組合連合会の事業に森林経営信託の引受けを追加することにより、これまで森林組合の事情により引受けが困難だった森林や、公有林など複数の森林組合の地区にまたがる森林についても、連合会による信託の引受けが可能となる。

(4) 一体整備森林に係る連合会の員外利用制限の特例

この特例は、森林組合連合会が、所属員の森林と一体として整備することが必要であると認められる森林について施業受託などができるようにするものである。

現行法では、森林組合、連合会のいずれも、基本的に、員外利用は、組合員の利用額を超えてはならないとされている。ただし、例外として、森林組合については、組合員の森林と一体として整備することが必要な森林については、員外利用制限の特例が措置されている。

今回の改正では、森林組合連合会についても、所属員の森林を一体として整備することが必要な森林について、この員外利用制限の特例を措置する。

(5) 生産森林組合制度の見直し

新たな森林・林業基本計画において、面的なまとまりを既に有している森林において、適切な森林整備が行われるよう、生産森林組合の活性化を図ることとされている。

今回の森林組合法改正において、2つの見直し事項があり、一つは、生産森林組合が行うことのできる事業に、「委託を受けて行う森林の施業または経営」を追加することである。

生産森林組合は、森林の所有、経営、労働の一致を趣旨とする組合であり、これまで、自ら保有する森林しか経営できず、経営規模にもよるが、安定した業務量の確保や施業の集約化が十分にできなかった。特に、現場作業班を有する生産森林組合や高性能林業機械を保有、又は導入しようとしている生産森林組合は、安定した業務量の確保が不可欠となっている。

このため、任意事業に「委託を受けて行う森林の施業又は経営」を追加することにより、生産森林組合も施業受託が可能となり、これにより面的なまとまりを有している生産森林組合が核となり、周辺の森林を含めた施業集約化の促進を図ることになる。

もう一つは、生産森林組合が、他の適切な法人形態に、円滑に移行できる手続の措置である。法人の同一性を保ちつつ、その保有森林の適切な管理を図ることを目的としている。

生産森林組合は、現在、約3千あるが、組合員の高齢化や不在村化等により活動が低位となっていたり、常時従事義務が足かせとなり全面的な施業委託ができないことなどから、過去5年間で約150組合が解散しており、このうち、約100組合が地方自治法に定める認可地縁団体（＝町内会）に移行している。その際、現行法では、組合の解散と設立の両方の手続を行う必要があり、経費面や事務手続の負担が大きい上に、これを契機に組合員が脱退し、まとまりのある森林が細分化するおそれがある。

このため、今回の改正により、解散することなく、移行できるように組織変更手続を措置するものである（ワンストップ化）。

認可地縁団体への移行は、組合員の高齢化等により生産森林組合としての活動が停滞している組合を想定しているが、一方で、事業の多角化、規模拡大を図りたいという積極的な組合が、解散することなく株式会社、合同会社へ円滑に移行できるよう、認可地縁団体への移行と同様の組織変更手続を措置する。

このほか、今回の法改正と関係ないが、平成26年度に長野県から構造改革特区の提案を受けていた生産森林組合の施業委託の面積要件（森林面積の過半を超えることは望ましくない）について、今回の法改正の通知と併せ、平成28年度中に緩和措置することで検討を行っている。常時従事義務については、これまでと同様の措置ではあるが、その範囲内であれば面積要件に関係なく外部委託を可能とする考えである。

何れの措置についても、一定のまとまりを有している生産森林組合の森林を適正に管理する措置として考えているところである。

3. 森林法改正の概要（関係事項のみ）

（1）共有林の持分移転の裁定制度の創設

この制度は、共有林の所有者の一部が不明で共有者全員の合意が得られない場合に、一定の手続を経て、伐採・造林ができるようにするものである。

共有林の伐採を行うためには、民法の規定によって、共有者全員の合意が必要であるが、共有者の不在村化等に伴い、共有者の一部が所在不明（不確知）となるような森林では、施業の意思を持っている共有者がいても伐採できない。

今回、都道府県知事による裁定、補償金の供託等の手続きを経たうえで、不確知者の立木の共有持分を、伐採をしたいという共有者に移転、併せて、土地の使用権を設定する。これは伐採後の造林を想定してのものであるが、このような制度を創設することにより、不確知な者がいても伐採・造林ができるようになる。

この制度の対象となる共有林は、複数の者が立木を所有している森林であり、具体的には、複数の者が共同経営している森林や、相続したものや遺産分割協議が未了で共有状態となっている森林などである。

なお、入会林野のように集落名義による所有（いわゆる総有）の場合には、個々の所有者が特定されていないことに加え、構成員の持分割合も明確になっていないので、本制度の対象にはならない。

（2）林地台帳の整備

この制度は、市町村が林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する仕組みを創設することにより、森林組合等が取り組む、所有者や境界の特定、施業集約化を行いやすくするものである。

現状では、森林の所有者、所在、境界に関する情報は、法務局、地方公共団体、森林組合などがそれぞれ持っており、情報の種類、公表の有無等については区々となっており、統一的にまとまった形で整備されていない。

このため、今回の改正により、市町村が、統一的な基準に基づき、これらの情報を林地台帳として整備・公表することにより、森林組合等が台帳情報を利用して、効率的な施業集約化ができるようにする。

また、改正法の施行日については、林地台帳に関しては、整備に時間と労力を要することから、平成31年4月1日までに整備すればよいよう2年間（現時点からは約3年）の経過措置を設けている。

なお、台帳の整備は、各自治体にとって初めての取組であり、現在、国と地方の協議の場等において都道府県や市町村の意見を伺いながら、さらに、地方説明会でいただいたご質問等を踏まえながら、具体的な整備方法や運用方法について、検討を行っており、「整備マニュアル」、「運用マニュアル」という形で示す予定である（「林地台帳及び地図整備マニュアル」平成28年10月公表）。